

第1問 答案用紙 (企業法)

問題1	1 Dは、特別利害関係を有する取締役であるBが議決に加わっているという瑕疵があるため本件決議が無効であると主張することが考えられる。決議について取締役の地位を超える個人的な利害関係を有する取締役に忠実義務に基づき私心を捨てて議決権を行使することは期待し難いから、決議の公正を確保するために当該取締役の議決への参加を排除すべきである。そこで、取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない（369条2項）とされている。本件請求は、BがC及びDの保有株式を強制的に取得して甲会社を完全支配するためのものだから、本件決議についてBは「特別の利害関係を有する取締役」である。よって、Bが議決に加わった本件決議には369条2項違反の瑕疵がある。
2	では、特別利害関係取締役が議決に加わった取締役会の決議の効力はどうなるか。明文規定がないことから問題となる。 明文規定がない以上、一般原則に従い決議は無効と解すべきである。ただし、特別利害関係取締役を除外してもなお議決に必要な多数が維持されるなど決議の結果に影響を及ぼさないと認められる特段の事情があるときは、決議は有効と解すべきである。特別利害関係人である取締役を除外しても多数が維持される場合に決議の効力を維持しても、決議の公正を確保するという369条2項の趣旨には反しないからである。
3	以上より、Dは、Bの賛成票を除外すると、取締役3名中、Eのみが賛成、Fが反対であるから、取締役会の決議に必要な多数決の要件（369条1項）を満たさず、特段の事情はないため本件決議は無効であると主張すべきである。

問題2	(1) 特別支配株主の株式等売渡請求	(2) 会社法 179条1項
-----	--------------------	----------------

問題3(1)	売渡株式等の取得をやめることの請求	会社法 179条の7第1項1号
(2)	1 Dは、179条の7第1項1号により、①本件請求が法令に違反し、かつ、②これによって売渡株主である自己が不利益を受けるおそれがあると主張することが考えられる。	
2	本件決議は無効なので、①本件請求には承認決議（179条の3第3項）を欠くという法令違反がある。また②Dは、本件請求によって自らの意思によらないで株主の地位を失い、対価の相当性について取締役会の審査を欠いているため適正な対価の交付を受けられないという不利益を受けるおそれがある。	
3	以上より、Dは、適法な承認を欠く本件請求は法令に違反し、これによりDが株主の地位を失う不利益を受けるおそれがあるという主張をすべきである。	

問題4	(1) 売渡株式等の取得の無効の訴え	(2) 会社法 846条の2第1項
-----	--------------------	-------------------

第2問 答案用紙 (企業法)

問題1	(1)	A：分配可能額がないのにあるように粉飾しているから、本件議案に基づく剰余金の配当は財源規制（461条1項8号）に違反している（違法配当）。Aは、「業務執行取締役」（2条15号イ）なので「当該行為に関する職務を行った業務執行者」（462条1項柱書）に該当する。また、Aは、本件議案を定時株主総会に提出しているから「総会議案提案取締役」（同項6号イ・1号イ、会社計算規則160条1号）にも該当する。そして、代表取締役として粉飾及び配当を主導したAに過失がなかったとはいえない。 以上より、Dは、Aに対し、30億円の乙会社への支払を主張すべきである。 B：Bは、本件議案に懸念を抱きながらも何らの措置もとらず本件取締役会の議事録に異議をとどめていないので、本件取締役会の決議に賛成したものと推定され（369条5項）これを覆すことはできない。そして、「総会議案提案取締役」（462条1項6号イ・1号イ）には当該議案を決議した取締役会でこれに賛成した取締役も含まれる（会社計算規則160条3号）ので、本件取締役会の決議に賛成したBはこれに該当する。Bは、過失がなかったことを証明できれば免責される（462条2項）が、本件議案に懸念を抱いていたので当該証明をすることはできない。 以上より、Dは、Bに対し、30億円の乙会社への支払を主張すべきである。 C：Cは、分配可能額がないことを見逃しており、監査役として計算書類を適切に監査すべき任務（381条1項、436条2項1号）を怠っており（任務懈怠）、これにつき過失も認められる。そして、この任務懈怠によって乙会社に30億円の損害が生じている（423条1項）。 以上より、Dは、Cに対し、30億円の乙会社への支払を主張すべきである。
-----	-----	---

(2)	①	会社法 371条2項・3項
②	乙会社は監査役会設置会社であり、監査役会設置会社における株主による取締役会議事録の閲覧謄写請求には裁判所の許可が必要とされている（371条3項）。これは、監査役会設置会社には業務監査権を有する監査役がいるので株主権を制約すべきであるし、株主総会議事録と違って取締役会議事録には会社の業務執行上の機密や経営判断に関する内部情報が含まれているので、裁判所に、株主の監督権行使の必要性和秘密保持等の会社利益の調整を図らせる趣旨である。	

問題2	(1)	①金融商品取引法 21条の2第1項、25条1項3号
	②金融商品取引法 24条の4、22条1項、21条1項1号	
(2)	Qは本件虚偽記載のある本件有価証券報告書中の連結財務諸表に関する監査証明に無限定適正意見を記載しており、本件虚偽記載は重要事項についてのものである。よって、Qは、監査証明に係る書類について記載が虚偽であるものを虚偽でないものとして証明しているから、本件虚偽記載を知らないで流通市場で乙会社の株式を取得し株価下落の損害を被ったEに対して損害賠償責任を負う（24条の4、22条1項、21条1項3号）。ただし、Qが無過失を証明した場合には同責任を免れる（21条2項2号）。	